

# 美幌町町税の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（案）の 概 要

## 1 目 的

町税を滞納することが、納税義務を履行する町民の公平感を阻害することを考慮し、町税の滞納者に対して、行政サービス等の制限を講ずることにより、町税の納税意欲の高揚と徴収に対する町民の信頼を確保することを目的とする。

## 2 対象となる町税

町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税、国民健康保険税

## 3 対象者

行政サービス等の申請者及び申請者以外の行政サービス等の受益者で町税を納期限内に納めない者

## 4 制限措置の対象となる行政サービス等

別紙資料2のとおり

## 5 特例措置

### (1) 特例措置の適用

滞納者から次のとおり納税誓約書の提出があり、それを承認した場合には、行政サービス等の提供に関する手続きを進める。

①滞納している町税について、納税誓約書を提出した場合

②行政サービス等を受けている期間中に災害その他の特別な事情により納付ができなくなった場合に、その理由を付した納税誓約書を提出した場合

### (2) 特例措置の取消し

滞納者から提出された納税誓約書が次のいずれかに該当するときは、特例措置を取消し、納税誓約に係る町税を一時に徴収することができる。また、行政サービス等の制限措置を執り併せて、滞納処分に着手しなければならない。ただし、滞納者から誓約期限までに納付できない正当な理由の申し出があり、承認した場合は除くこととする。

①納税誓約の履行を怠ったとき

②災害その他の特別な事情について、その事由が消滅したとき

## 6 審査委員会の設置

行政サービス等の制限措置を行うため「美幌町行政サービス等制限対象者審査委員会」を設置する。町長は審査委員会の意見を聞き、制限の可否について決定する。

審査委員会の委員は、副町長を委員長に、総務部長、税務主幹、行政サービス等の各担当主幹とする。

## 7 その他

### (1) 損害賠償等

事実の誤認等により町民等の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償について誠実に対処しなければならない。

## 制限対象行政サービス事業（案）

No.	区分	行政サービス事業	担当 G名	対象者	事業概要
1	許認	町有財産の使用許可に関する事	財務	個・法	行政財産の使用を許可
2	許認	町有財産の貸付に関する事		個・法	普通財産の貸付
3	許認	町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事		個・法	普通財産及び物品の交換・譲与・貸付等
4	許認	墓園等の使用許可に関する事	環境 生活	個	墓園等を使用しようとする町内及び町外者への許可等
5	補助	飲用水浄水装置設置事業補助金に関する事		個	井戸水を飲用している町民に対して、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目が水道水の基準に適合しないことによる家庭用浄水器の購入及び設置に要する費用の補助金
6	補助	飲用水水質検査補助金に関する事	保健 福祉	個	井戸水を飲用している妊婦及び0才児在宅世帯に対する、水質検査費用の助成
7	補助	腎臓機能障がい者通院交通費助成に関する事		個	腎臓機能障がい者が人工透析療法による治療を受けるため医療機関への通院に要する交通費の助成
8	補助	特定疾患患者通院交通費助成に関する事		個	特定疾患のため、治療を受ける必要のある特定疾患者に対し通院に要する交通費の一部を助成
9	補助	心身障がい者等交通費助成に関する事		個	心身障がい者の判定、診断、訓練、観察、検査及び相談のために関係機関への通所、通院に要する経費の助成
10	補助	精神障がい者通院交通費助成に関する事		個	精神障がい者の治療、診断、訓練、検査及び相談のために病院への通院に要する経費の助成
11	補助	福祉ハイヤー利用助成に関する事		個	身体に重度の障害のある者が、会合・通院などでハイヤーを利用する場合及び子ども発達支援センターに通所している児童が訓練などでハイヤーを利用する場合の費用の一部を助成
12	補助	高齢者等住宅設備改善事業助成に関する事		個	高齢者等が安心して快適に家庭生活を送ることができるようにするために、手摺りやスロープ等を設置しようとする世帯に対し、必要な資金を助成
13	補助	高齢者等介護用品給付事業に関する事		個	満65歳以上の在宅の高齢者で、生計中心者が所得税非課税の世帯で身体上・精神上の障害があって、現に臥床等の状態にある高齢者に介護用品を給付
14	補助	エンゼルサポート120事業に関する事		個	乳幼児を扶養している子育て世帯に、紙おむつ用として町指定ごみ袋を支給することにより経済的負担を軽減し、子育て支援を図る。
15	補助	新規就農者等支援事業補助金の新規就農者及び独立就農者等への補助金に関する事		農政	個・法
16	許認	市民農園の貸付に関する事	みらい	個	農業に対する理解を深めてもらうため、「みなくるファーム」の70区画を1年間貸し付ける。
17	補助	観光物産宣伝事業に関する事	商工 観光	個・法	観光物産宣伝活動に要する経費の一部助成
18	補助	商工業研修活動助成に関する事		個・法	中小企業大学校等での研修受講に係る経費の一部助成
19	補助	空き店舗活用事業補助金に関する事		個・法	空き店舗を活用する起業家等に月額家賃の4分の1（限度額：2万円）を助成
20	許認	普通河川における許可を要する行為に関する事	建設	個・法	普通河川において、工作物の新築や草木を栽植したり、河川敷を占有や土石等を採取したりする場合等の許可。
21	許認	指定管理者の指定に関する事		法	町が設置する公の施設の管理者を公募等により選定し、指定する。

訂正前名称：財産の交換、譲与、無償貸付に関する事

訂正前名称：墓地・霊園の使用

訂正前名称：家庭用浄水装置設置費用補助金

訂正前名称：腎臓機能障害者通院交通費助成に関する事

訂正前名称：心身障害者等交通費助成に関する事

訂正前名称：精神障害者通院交通費助成に関する事

訂正前名称：福祉ハイヤー利用助成事業に関する事

訂正前名称：高齢者等住宅改善費助成に関する事

訂正前名称：エンゼル120

訂正前名称：市民農園「みなくるファーム」

訂正前名称：観光物産宣伝研修報償

訂正前名称：商工業研修活動報償

訂正前名称：空き店舗活用事業補助

行政サービス等の制限に係る事務手続きの流れ(案)

